

泉中央地区イベント開催等助成事業実施要綱

(令和5年6月19日泉区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉区役所の建替えを契機とした泉中央地区における一体的なまちづくりの機運醸成を図るため、当該地区で実施されるイベント開催等に対して予算の範囲内で助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 泉中央地区 仙台市営地下鉄南北線泉中央駅から概ね半径1km以内の区域
- 二 助成事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- 三 助成事業 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

(助成金の交付対象者)

第3条 この助成金の交付対象者は、本市を活動拠点とする団体であって、以下の要件を満たすものとする。

- 一 政治、宗教又は営利を目的としないもの
- 二 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないもの
- 三 暴力団等と関係を有していないもの

(助成金の交付対象者の確認)

第4条 前条第1号、第3号に規定する要件は、市長が助成金の交付を受けようとする団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。

2 前条第2号に規定する要件について、市長がこの助成金の交付を受けようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り）を提出した場合は、この限りではない。

3 前条第2号に規定する税は、個人の市民税（当該申請者が法人で且つ仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限り。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(助成対象事業)

第5条 この助成金の交付対象となる事業は、泉中央地区の集客及び回遊性の向上を図るイベント開催等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 過去に泉中央地区で開催した実績のあるイベントで、直近の開催実績（令和2年度から4年度を

除く)と比較して、会場の範囲を拡大又は開催日数を増加して開催するもの(開催日数を増加する場合は、原則、開催日は連続するものとする)

- 二 複数の団体が連携・協力して1つのイベントの開催等を行うもの
- 三 泉中央地区の複数場所で一定の拡がりをもってイベントの開催等を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは助成金の交付対象外とする。

- 一 事業実施後、継続的に開催する予定のないもの
- 二 商業施設内で開催されるもの
- 三 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度の補助を受けているもの
- 四 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のないもの
- 五 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的としたもの

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、イベントの開催等に要する経費で、次に掲げるものに限る。

- 一 会場設備費(ただし、備品購入費用は不可)
- 二 広告宣伝費
- 三 警備費
- 四 消耗品費
- 五 その他市長が適当と判断した経費

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1とし、上限は40万円とする。

(交付の申請)

第8条 助成事業を行う団体が規則第3条第1項の規定による交付を申請するときは、助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- 一 事業計画書(第2号様式)
- 二 収支予算書(第3号様式若しくは任意様式)
- 三 次に掲げる助成金交付申請団体に関する書類
 - ア 規則や会則等、当該団体の目的や活動内容がわかる資料
 - イ 役員名簿及び会員名簿

(交付の決定等)

第9条 市長は、交付申請が到達してから30日以内に、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、助成金交付決定書(第4号様式)により行うものとする。また、不交付となった場合は、助成金不交付決定書(第14号様式)により通知を行う。

(交付の条件)

- 第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、助成金の額に変更を生じないものとする。
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、事業変更承認申請書（第5号様式）又は事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第7号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（第8号様式）により行うものとする。

(状況報告)

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(助成事業の遂行の命令等)

- 第13条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- 2 市長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。
- 3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

- 第14条 規則第12条の規定による実績報告は、助成事業の成果を記載した実績報告書（第9号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から60日を経過した日まで、若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。
- 一 事業実績概要報告書（第10号様式）
 - 二 収支決算書（第11号様式）
 - 三 助成対象経費支出に係る領収書の写し
 - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

- 第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定

による通知を、助成金確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（助成金の交付）

第17条 市長は、原則、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 助成事業者は、第9条に規定する交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに、助成金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第18条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 助成金を他の用途に使用したとき
- 三 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第21条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、か

つ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から実施する。